

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 460

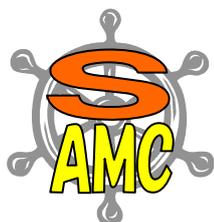
2025年 10 月 OCTOBER



今月のお知らせ

生命保険料や国民年金などの控除証明書の
発送が始まっています。年調や確定申告時
期まで大切に保管しておいて下さい。

- ✍️ 自社株も相続財産です
- ✍️ 12月年払いの小規模企業共済の手続き期限
- ✍️ Windows10のサポートが10/14で終了
- ✍️ はしやすめ ・読書の秋です
- ✍️ 税務まめ辞典 ・決算賞与の未払計上



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

自社株も相続財産です



自社株とは

自社株とは読んで字のごとく自分が出資した会社の株式をいいます。ここで言う会社とは法人の事を意味し、中小企業では「株主＝代表者」であることがほとんどです。自社株がある法人には株式会社や有限会社以外にも合同会社や持ち分あり医療法人も含まれます。

会社設立時は出資した金額（資本金）と株式の評価額は同額となります。そこから事業年度を積み重ねていき、利益が出れば株式の評価額が上がり、赤字になれば評価額は下がる仕組みです。

したがって**事業が好調で社歴が長い場合は自社株の評価が高額になっていることが考えられます。**

自社株の大まかな評価額を知る方法

まずは自社の最新の決算報告書をご準備ください。

① 決算報告書の中に「貸借対照表」というタイトルのページがあります。**貸借対照表右下の『純資産合計』を確認してください。**純資産合計の金額がマイナスの場合は“債務超過”となり評価額はありません。

② 次に自社の発行済株式総数を確認します。確認方法は**法人税申告書の第二表「同族会社等の判定に関する明細書」の一番上に『期末現在の発行済株式の総数』**が記載されています。

※医療法人には第二表がありませんので詳しくは当事務所へお尋ねください。

③ $\frac{\text{純資産合計金額 (①)}}{\text{発行済株式総数 (②)}} = 1 \text{株あたりの評価額}$ となります。これを法人税申告書の第二表に記載されているご自身の持ち株数を乗じたものが相続財産となります。

自社株の評価を無料で試算します

実際の自社株評価は会社の資産や負債を時価に換算して算出します。土地や建物などの固定資産、有価証券、保険積立金等を保有している事業所の場合はご自分で評価額を算出することが難しいです。

当事務所では大同生命保険㈱と連携して現在の株価だけでなく、将来の株価も無料でシミュレーションすることができます。希望される方は各担当者へお気軽にお問い合わせください。

自社株対策が必要なケース

自社株が高額な評価額となっている場合、換金性が低いにもかかわらず相続時に多額の税金が発生します。そのため納税資金がない場合は会社の経営に大きな影響を及ぼしますので下記のようなケースでは自社株対策が必要となります。

- 純資産が多く、今後の業績が好調
- 社長が高齢で、株式以外の資産も多い
- 不動産の価値が簿価よりも高い
- 親族以外が後継者となる予定
- 現金資産より固定資産のほうが多い
- 親族以外の株主が存在する
- 後継者以外の親族が株を保有している
- すでに自社株評価額が高額で贈与に時間がかかる

自社株対策につきましては次回以降にご案内したいと思います

12月年払いの小規模企業共済の手続き期限

□口座引落による増額や減額、年払いから月払いへの変更

当事務所を介して小規模企業共済に加入し、掛金を12月に年払いしている方で、増額や減額、月払いへの変更を希望する場合は今月が期限となっていますのでご注意ください。

- 口座引落による増額及び減額の申込期限 10/24 (金)
- 年払い → 月払いへの変更の申込期限 10/31 (金)

※増額や減額には「掛金月額変更（増額・減額）申込書」が必要となります（右上図参照）



振り込みによる増額

掛金月額は最高 70,000 円まで 500 円単位で増やすことができます。例えば12月に 360,000 円（掛金月額 30,000 円）を年払いしている方が、240,000 円（掛金月額 20,000 円）増額したい場合は、掛金増額手続きと金融機関窓口での振り込みをすることになります。

なお、増額した翌年の年払いは全額口座引落となります。

- 増額手続き及び金融機関窓口による増額分の振り込み期限 12/10 (水)

12月に口座引落が出来なかった場合

毎月18日（土・日・祝日の場合は翌営業日）が口座振替日となります。年払いの契約で万が一口座振替できなかった場合はその年の所得控除ができません。

また、口座振替できなかった翌月以降に次回の年払いの前月まで、月払いでの口座引落となります。具体的には、翌年の1月は引落なし、2月と4月に2か月分、それ以外の月は11月まで1か月分ずつ口座引落となります。

そして12月に年払いの金額が引落されますので、その年は2年分の所得控除となってしまいます。

Windows10のサポートが10/14で終了



Windows10は、2025年10月14日でサポートが終了します。サポートが終了するとソフトウェアの不具合やセキュリティの問題などを解決するための「更新プログラム」の提供が受けられなくなりますので、インターネットに接続すると危険な状態になってしまいます。

これは最新のセキュリティソフトを使っても防ぐことが難しく、そのまま使い続けるとウイルスなどに感染しやすくなります。

対策としてはWindows11が搭載されたパソコンを購入するか、今使用しているパソコンをWindows11にアップグレードする方法がありますが、パソコンがアップグレードに耐えられるだけの性能がなければ動作不良を起こす可能性があります。

また、使用しているソフトや周辺機器もWindows11に対応したものに変更する必要がありますのでご注意ください。

はしやすめ

読書の秋です



朝晩が涼しくなり秋の気配が感じられるようになりました。秋といえば真っ先に思い浮かぶのは「食欲の秋」なのですが、今回は「読書の秋」についてお話しします。

「読書の秋」というフレーズは、中国の唐時代（618年～907年）の詩人、韓愈（かんゆ）が読んだ「灯火親しむべし【涼しくて夜が長い秋は明かりの下でじっくりと読書をするのに適している】」という詩を大正時代に夏目漱石が小説に引用したことがきっかけで日本に広がっていったといわれています。

多くの作家が目標としている芥川賞と直木賞は出版社の文藝春秋（ぶんげいしゅんじゅう）の社長、菊池寛（きくちかん）氏によって昭和10年に創設され、今では日本で有名な文学賞の一つとなっています。

芥川賞は純文学の新人が選考の対象となっています。純文学とは人間の内面性を深く描写し、言葉の美しさなど芸術性に重きを置いた小説の総称で、元東京都知事の石原慎太郎氏の「太陽の季節」やノーベル文学賞を受賞した大江健三郎氏の「飼育」、最近ではお笑い芸人の又吉直樹氏の「火花」が有名です。

直木賞は大衆文学の中堅作家が選考の対象となっています。大衆文学は純文学とは対照的に、娯楽性や物語性を重視した小説の総称で、映画にもなった東野圭吾氏の「容疑者Xの献身」、テレビドラマになった池井戸潤氏の「下町ロケット」などが有名です。

芥川賞や直木賞は上半期と下半期に分けて年に2回発表があります。出版業界では発表がある度に本がたくさん売っていましたが、今年の上半期は27年ぶりにどちらも受賞者なしという結果になりました。

長崎は県立図書館貸出冊数が岡山に次いで全国2位であるという記事が最近の新聞に掲載されていました。スマホの動画ばかり見ている方も読書の秋になってみてはいかがでしょうか。

税務まめ辞典

決算賞与の未払計上

決算対策で従業員に決算賞与を支給した場合、事業年度内に支給している場合はもちろん損金で計上できますが、未払いであっても次の条件をすべて満たす決算賞与であればその事業年度の損金に計上することができます。

- ① 決算賞与を支給するすべての従業員に対して事業年度内に通知をしている
- ② 通知をしたすべての従業員に対し、通知したとおりの金額を、通知した事業年度終了日から1か月以内に支払っていること
- ③ 賞与の支給額を通知した事業年度において損金経理（未払計上）していること

例えば3月決算の事業所の場合、決算賞与を支給するすべての従業員に対して3月中に支給金額を通知した上で未払計上し、4月中に支給すれば経費にできるといえるものです。

一般的に賞与は在職している従業員にのみ支給することがほとんどで、賞与の支給日までに退職した従業員には賞与を支給することがありません。

ここで注意しておきたいのは、未払賞与は「①②③の条件をすべて満たせば、たとえ支給は翌期になったとしても事業年度内に支払われたものとみなして損金に計上することを例外的に認める」という趣旨ですので、そもそも就業規則の賞与に関する定めが「在職者のみに支給」となっている場合は退職者がいない場合であっても損金に計上することは認められません。

自社の就業規則の賞与に関する規定が「在職者のみに支給」となっている場合は、「ただし、決算賞与についてはこの限りではない」と変更しておく、あるいは決算賞与の通知書に「本賞与については就業規則第〇条の賞与に関する規定は適用しない」などと明記しておく必要があります。